

平成29年6月13日(火)
平成29年度 第1回
大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

資料
(1)

河川敷地における宿泊施設の 取扱いについて

平成29年6月13日(火)
西大阪治水事務所 1階会議室

0. 前回審議会の結果

■「尻無川河川広場」 占用施設の追加(その他施設)について

宿泊施設の追加については、各種の法令を遵守するとともに

- 賑わい施設として河川区域内に設置することの役割や位置付け。
- 災害時における利用者の安全確保などについて確認や整理を行うとともに、前例も調査し、慎重に判断していく案件。

■「安治川右岸(船津橋下流)」 占用施設の追加(その他施設)について

宿泊施設の追加については、各種の法令を遵守するとともに

- 賑わい施設として河川区域内に設置することの役割や位置付け。
- 災害時における利用者の安全確保などについて確認や整理を行うとともに、前例も調査し、慎重に判断していく案件。

⇒ 前回の審議結果を受け、前例調査をおこない、法令や安全配慮等の観点から許可の基準について検討。

河川敷地における宿泊施設の取扱いについて

1. 宿泊施設検討の実施

- 賑わい施設として河川区域内に設置することの役割や位置付け
 - 占有者により役割および位置付けを整理

- 宿泊施設に関する前例確認および国土交通省への意見照会
 - 他府県において、都市・地域再生等利用区域を利用した宿泊施設の事例は2例あり
 - 国土交通省(河川環境課、水政課)への意見照会

照会の内容	回答
「宿泊施設」は、十一の「その他」の適用で良いか。	<ul style="list-style-type: none">• 「その他」の適用で可。
「宿泊施設」については洪水等流水に対する耐力は必要か。	<ul style="list-style-type: none">• 構造検討は建築基準法に基づくもので可。
その他	<ul style="list-style-type: none">• 整備には関係法令を遵守• 津波や台風など災害に備え、事業者は利用者の避難など安全に対する配慮が必要で安全計画等の策定が必要。

平成23年(2011年)3月8日付
「河川敷地占用許可準則」(抜粋)

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針

- 一. 広場
- 二. イベント施設
- 三. 遊歩道
- 四. 船着き場
- 五. 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む)
- 六. 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七. 日よけ
- 八. 船上食事施設
- 九. 突出看板
- 一〇. 川床
- 一一. その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む)。

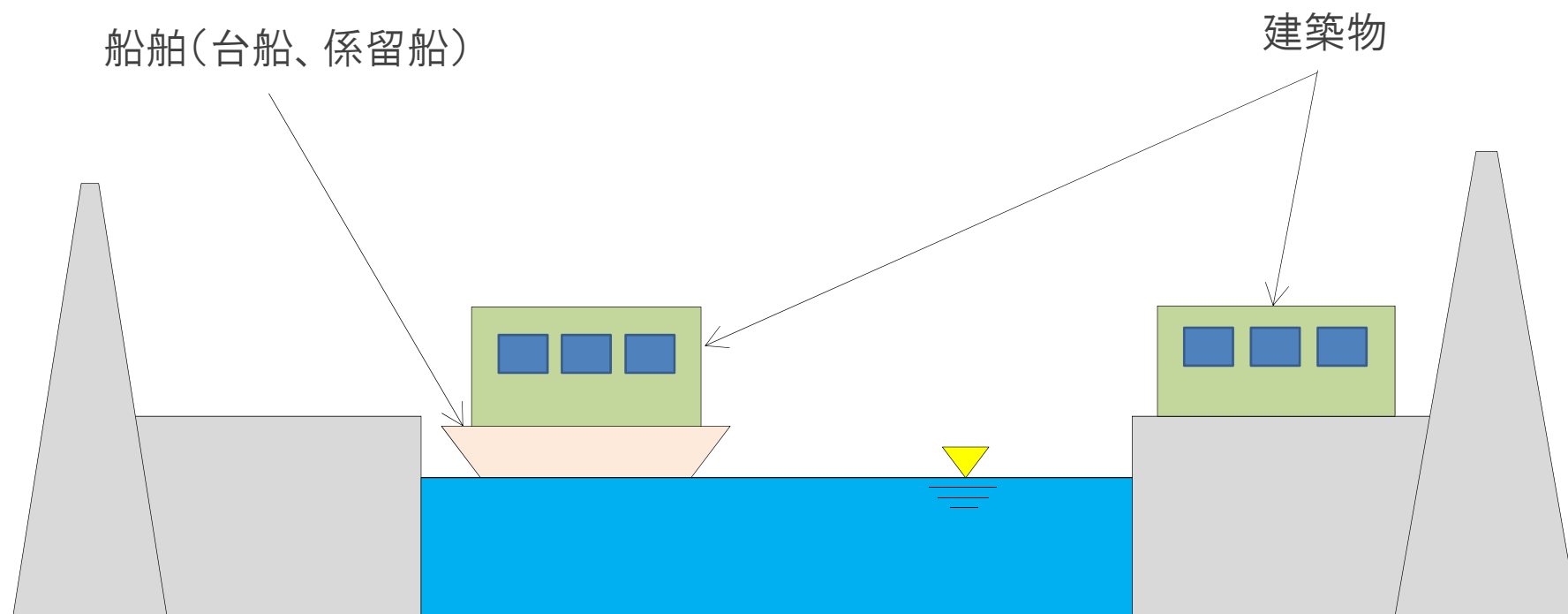
都市・地域再生等利用区域を利用した宿泊施設の設置は可能



利用者の安全確保および河川管理上で問題が無いか、他法令により確認される範囲と河川法により確認されるべき範囲を整理

河川敷地における宿泊施設の取扱いについて

2. 宿泊施設整備パターンイメージ



宿泊施設の整備は、河川敷を利用するものと台船など船舶を利用するものに大別される。

河川区域内における宿泊施設の占用許可について

3. 河川法により確認される事項と他法令により確認される事項について

【河川法により確認される事項】

- 河川法においては、第13条(構造の基準)、第26条(工作物の新築等の許可)、河川敷地占用許可準則の他、河川施設構造令、工作物設置基準の技術基準等により以下の内容を確認する。
- ✓ 治水・利水上の支障
- ✓ 維持管理の支障の有無
- ✓ 他の河川施設への影響の有無
- ✓ 構造および安全性
- ✓ 洪水、高潮、津波時の利用者の安全

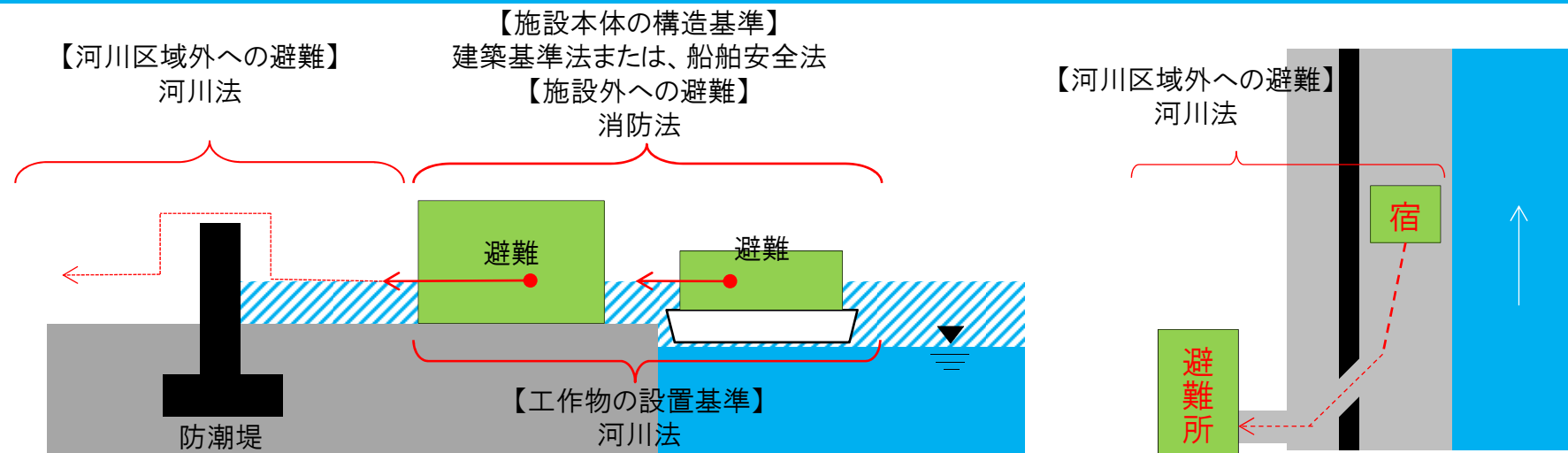
【他法令にて確認される事項】

- 宿泊施設の構造の安全性の確認は他法令(適用は下記の表のとおり)にて実施
- また、火災、地震、津波時における安全対策(避難経路、体制)等についても消防法により確認される

施設形式	施設の整備				
	河川敷	台船等の船舶上		船舶を利用	
土地に定着	○	○		○	×
恒常的な利用	○	○		○	×
施設の扱い	建築物	建築物	建築物及び船舶	建築物	船舶
適用法令	建築基準法	建築基準法	建築基準法及び船舶安全法	建築基準法	船舶安全法
	消防法				

⇒ 宿泊施設の本体構造面での安全性能は他法令による基準が適用される

河川敷地における宿泊施設の取扱いについて



【施設の構造について】

○施設本体の構造基準

建築基準法および船舶安全法に基づく、建築確認や船舶検査により確認

○河川敷に施設を設置する基準

河川法（河川敷地占用許可準則、工作物設置許可基準等）により確認

※整備基盤面 ⇒ 洪水、津波等の危険を内包するものであることを伝え、OP+3.5m以上を提示

【安全対策について】

○火災、地震、津波

建築確認等の中で、消防法により屋外退避や船外脱出について確認

なお、南海トラフ地震特別措置法により津波避難計画の作成

○大雨、洪水、高潮、津波

河川法により避難体制等（避難開始をOP+3.0m）の確認

河川管理者が占用許可に付する条件

- ① 整備基盤面をOP+3.5m以上を確保
- ② 安全計画書の提出
- ③ 河川管理者との連絡体制の確立

河川敷地における宿泊施設の取扱いについて

4. 河川管理者が明示・確認すべき事項



河川敷地における宿泊施設の取扱いは、以下の項目について確認することが必要

【本体構造上の安全性能】

他法令(建築基準法、船舶安全法等)による基準を満たしているか確認を実施する

【整備基盤面と範囲の提示】

河川管理者は整備基盤面として、計画高水位となるOP+3.5m以上を確保させる他の河川施設の維持管理等への影響が無い範囲であることを確認する。

【安全対策】

占有者は実行性のある避難体制や計画を事業者と共に定める。
(例)避難先の確保、夜間時の対応、宿泊人数に対する待機人員数 情報伝達の体制等
河川管理者はこれらの計画が定められていることを確認する。

【賑わい施設としての宿泊施設の位置付け】

該当地区のまちづくり計画などで水辺に宿泊施設が重要な役割を担っていることを確認